

安全計画と業務継続計画の策定等について

資料5-4

◎安全計画と業務継続計画の策定について

安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下「認可基準条例」という。)第21条の3に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

- 本市の保育所においては、児童の安全の確保を図るため、保育所の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた保育所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他保育所における安全計画を策定し、それに従い必要な措置を講じなければならない。
- 保育所の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

業務継続計画は、認可基準条例第12条に、令和5年4月1日からその策定が規定されたものです。

- 保育所の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、それに従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めるものとする。